

令和 3年度 育心会事業計画案及び方針

社会福祉法人 育心会は、障害者自立支援法に基づく事業として、

1. 生活介護事業
2. 施設入所支援事業
3. 就労継続支援B型事業
4. 短期入所事業
5. 共同生活援助事業

社会福祉法人 育心会は、障害者自立支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援事業として

1. 指定特定相談支援事業
2. 指定障害児相談支援事業

社会福祉法人 育心会は、生活困窮者自立支援法に基づく事業として

1. 生活困窮者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業

公益を目的とする事業として、

1. 一般乗用旅客自動車運送事業
2. 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業

上記のサービス事業を事業者として指定と届出により経営に当たります。

各事業サービス体系に対応出来るように取り組みます。

更に今以上利用者から選ばれる事業所となる為、職員の意識改革を行いニーズに答えられる事業所づくりに努力することを基本方針とし、安定した事業運営が出来るように努めます。

令和 3 年度

障害者総合支援法に基づく事業

生活介護、施設入所支援、就労継続支援 B 型、短期入所、共同生活援助事業支援方針

1. 自立支援の基本方針

施設は障害者総合支援法に対応すべく利用者本位のサービス提供を目指して自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう取り組み、利用者の方々に対し自己の尊厳と尊重を重視し、豊かで安全で安心・安定した生活が送れるようニーズに添ったサービスの提供に努める。

1. 利用者の尊厳と人権の尊重
2. 利用者のニーズに対応出来るサービスの提供
3. 利用者本位のサービス提供
4. 利用者（障害支援区分による機能維持管理が必要な利用者）の機能回復・機能維持
5. 利用者（障害支援区分による機能維持管理が必要な利用者以外のその他）の自立支援と社会参加を積極的に行う

以上を大きな柱としてサービス提供の支援方針とします。

2. 基本的支援体制

基本方針に基づき、次のとおりの支援方針とする。

1. 個別支援計画（ケアプラン）の充実。
利用者の希望や思い可能性を大事にし、個々の状態に応じた個別支援計画（ケアプラン）の作成に努めます。
2. ケース検討会議の充実。
利用者に対してきめ細やかなサービスが図られるよう、ケース検討会議の充実に努めます。
3. 月間援助表（ケース記録）の充実。
利用者の月間援助表（ケース記録）を充実させることにより、より一層きめ細やかなサービス提供に努めます。
4. モニタリングの充実
サービスの内容について、モニタリングを行うことによりサービスの質の評価をし、より質の高いサービスの提供に努めます。
5. 支援技術の充実
より質の高いサービスの提供を効果的・効率的に図られるよう、適時適切に職員の支援技術の向上に努めます。

- 5) 施設内感染予防の確立。
- 6) 医薬品の管理の充実
- 7) 備品関係の整備、管理に努める。

5. 栄養部門（給食担当）

利用者の身体の状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき適切な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及び品質管理を行うと共に、これらの評価を行うよう努める。

利用者の食事の基本は、身体的、精神的健康の維持、増進を保証することであり
ます。

利用者から期待される、食文化を創造するにあたり、以下の点に特に心掛けた食
事作りに努め、又利用者本位のサービス提供には、次のとおり支援する。

- 1) より家庭の味に近づけ多くメニューに取り組む。
- 2) 食事のあり方に変化と多彩な趣向を持たせる。
 - ア) 月1回の誕生会メニュー
 - イ) 四季折々の季節感を味わえる行事食
- 3) 食中毒の予防には、細心の注意をはらい万全を期す。
- 4) 支援・作業部門、看護部門との連携により、生活習慣病の予防。
- 5) 食堂の環境作り。

6. 事務部門

事務部門については、合理的な事務体制の確立の為、次の事項について確立する。

- 1) 事務処理の能率を図り、合理的事務処理の改善に向けて見直しを行う。
- 2) 備品関係の整備、管理に努める。
- 3) 職員研修の充実を図る。
- 4) 利用者のニーズに添うよう、支援・作業部門との連絡調整に努める。

以 上

令和 3年度

障害者自立支援法・児童福祉法に基づく地域相談支援事業計画

サービスの種類 指定特定相談支援事業 ・ 障害児相談支援事業

事業名 地域相談支援事業所 コスモス

項目	内容
職員配置	<ul style="list-style-type: none">・ サービス利用計画作成に関わる職員・ 障害児相談事業に関わる職員
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービス利用についての相談支援・ 障害児の発達に伴う各種相談支援・ サービス利用継続支援・ 福祉サービス利用計画書の作成・ その他、サービス利用・相談支援に関わる関係機関との連絡調整及び情報提供

令和 3年度

社会福祉法に基づく事業

生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応じる事業「おおいた“くらしサポート”事業」事業計画方針

社会福祉法人 育心会
障害者支援施設 コスモス

1 趣旨

本事業は、地域で既存の制度では対応しきれない制度の狭間の問題や生計困難者等の福祉課題を抱え困っている人に対して相談支援活動を実施するもので、関係機関等と十分に連携を図りながら、相談者の心理的不安の軽減を図るなど寄り添った支援を展開を致します。

本法人は、事業を通して、地域の中の社会福祉法人として、目に見える形での公益活動の実践を図ります。

2 実施方針

社会福祉法第2条第3項第1号に基づく事業とし、本法人定款に「生計困難者に対する相談支援事業」（第2種社会福祉事業）と定めて実施します。

事業は、「大分県社会福祉法人社会貢献推進協議会」が実施する事業（別紙要綱）に参加して行います。

3 運営方法

(1) 事業対象者

生活困窮等の福祉課題を抱える相談者

(2) 職員配置

事業を実施するために、本法人（施設）にコミュニティソーシャルワーカー（相談員）を配置致します。

(3) 実施内容

行政、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、訪問型（アウトリーチ）の総合生活相談活動を実施し相談者の課題解決に努めます。

また、緊急な援助を必要とする方からの相談があった場合、コミュニティソーシャルワーカーは、相談内容に関する資料を作成し、本法人の施設長の判断で10万円を限度とした緊急一時的な経済的援助（現物給付）を行いません。

(4) その他

コミュニティソーシャルワーカーは、相談援助技術の向上のため、各種研修会や相談事例検討会等に参加致します。

令和 3年度

公益を目的とする事業

一般乗用旅客自動車運送事業（介護福祉輸送サービス）計画方針

社会福祉法人 育心会
障害者支援施設 コスモス

1. 事業の目的

旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2の定めに基づき、運行管理者の職務及び権限並びに運行管理業務の実行に係る基準を定め、当法人における事業用自動車の運行の安全を確保することを目的と致します。

2. 基本方針

- (1) 事業所の従事者は、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものと致します。
- (2) 移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又は家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- (3) 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- (4) 事業所の従業者は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行います。
- (5) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

3. 営業区域又営業日及び営業時間

- (1) 営業区域 大分県
- (2) 営業日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日及び12月30日～1月3日は除く。
- (3) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- (4) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間連絡が可能な体制と致します。

4. 主たる対象者

- (1) コスモス利用者
- (2) 身体障がい者（前進性障がい者・視覚障がい者）
- (3) 知的障がい者
- (4) 精神障がい者
- (5) 高齢者
- (6) その他上記以外の者で介護支援を要する者。

5. 事業用自動車

- 特定大型車 1台（イスズ コモ）
小型車 1台（三菱タウンボックス）

6. 福祉タクシーに係る運賃及び料金（別紙参照）

令和3年度

公益を目的とする事業

必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等事業（障がい者緊急一時保護事業）計画

社会福祉法人 育心会
障害者支援施設 コスモス

- 1 所在地 大分県豊後高田市美和1684番地
- 2 利用定員 1名以上（短期入所の部屋の空き状況による）
- 3 職員定数 40人（短期入所事業と兼務）
- 4 事業開始年月日 平成25年 7月 1日
- 5 事業運営基本計画
豊後高田市より虐待を受けている可能性がある障がい者や障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた支援のため緊急一時保護依頼を受けた際、当該自治体の実施要綱等に基づき委託事業として受託致します。
- 6 利用者の処遇
 - (1) 生活指導
要綱等を踏まえて個別対応します。
 - (2) 給食
特に指示がない限り、短期入所者に準ずる。
 - (3) 環境の整備
特に指示がない限り、短期入所者に準ずる。
- 7 健康管理
特に指示がない限り、短期入所者に準ずる。
- 8 防災計画
特に指示がない限り、短期入所者に準ずる。
- 9 日課
特に指示がない限り、短期入所者に準ずる。
- 10 資金計画
案件ごとに補正し対応します。